

○議長（佐々木幸士君）　日程第五、議第百三十二号議案ないし議第百六十八号議案及び報告第三十号ないし報告第三十三号を議題とし、これらについての質疑と、日程第六、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。十一番金田もとる君。

〔十一番 金田もとる君登壇〕

○十一番（金田もとる君）　日本共産党県会議員団の金田もとるです。

質問に先立ち、一昨日夜に発生いたしました北海道・三陸沖地震で被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。また、災害復旧、災害支援活動に当たられている皆様には心からの敬意を表します。

それでは、通告に従い、大綱五点について質問してまいります。

大綱一点目、災害時の個別避難計画について伺います。

東日本大震災の教訓も踏まえ、一〇一三年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。内閣府、消防庁の調査では、本年四月一日現在で国内全市町村、団体で作成済みとなっています。二〇一九年の台風十九号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、二〇二一年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

前出の内閣府、消防庁の調査では、国内千七百四十一市町村、団体のうち、未作成が五十団体と報告され、県内では七ヶ宿町が未作成となっていました。要支援者名簿の作成が市町村の義務であるのに対し、要支援者に対する個別避難計画の作成は、市町村の努力義務にとどまっています。また、要支援者名簿に掲載する対象の範囲をどうするかは、各市町村の判断とされていること、一部未記入項目があつても作成済みとされるなど、作成済みとしている市町村、団体においても、その到達は公表されている作成率のみで評価できない実態がございます。未作成とされている七ヶ宿町においても、モデルバージョンとしては作成できているが、支援の体制ができるとは言いがたいこと、名簿の更新に課題を残していることなどから、作成済みとは言えないと判断していると

のことでもございました。宮城県も、東日本大震災で得られた教訓や二〇一一年の災害対策基本法の改正に至る経過も踏まえて、昨年三月に、避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインを改訂し、各市町村の対応を促してきました。県として、現時点の県内市町村の個別避難計画の策定状況をどのように捉えられているか、伺います。お答えください。また、作成に困難を来している自治体に対しては、県として、より具体的な支援も必要と思われますが、知事の認識を伺います。お答えください。

個別避難計画について、内閣府では、できることから取組を始めることが重要だと強調しております。災害対策基本法との関係においては、本当に記載等が必要となるのは、要支援者に関する基本四情報と連絡先、支援を必要とする事由、支援者に関する情報、避難先と避難経路に関する情報だけだとも述べております。この間、県として強力に推し進めてきたみやぎ防災アプリですが、このアプリは個別避難計画の策定にも使われるものとして検討されてきたのでしょうか、伺います。

これまで述べてきたように、避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成は、それぞれ市町村の義務、努力義務とされています。この間、会派として幾つかの市町村担当者から直接お話を伺つてもきましたが、国や県に対する支援要望として、制度の周知に関わるアナウンスの強化、対象者の転入・転出時のフォロー、計画書式の統一などが挙げられました。また、民生委員や地域包括に関わるケアマネジャー等の協力を得る際の財政的支援を求める声もありました。県のガイドラインでも「市町村が主体となり、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、介護支援相談員や相談支援専門員などの福祉専門職、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や相談支援事業所などの福祉事業所の協力を得ながら進める」とされ、中でも「福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である」と強調されておりました。介護保険サービス等の利用者との関係から、福祉専門職に対しての期待が大きくなっていますが、関係する福祉専門職の方々は、通常業務でも目いっぱいの状況です。県として、福祉専門職の参画に対して具体的な財政支援策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

大綱二点目、みやぎ防災アプリについて伺います。

みやぎ防災アプリについては、当初、県のアプリ開発・導入後に、市町村各自の判

断で導入を進めるとされていたものが、二〇二四年元日に発生した能登半島地震の避難所対応に強い問題意識を持った知事が、全県での導入、当初の費用は県負担、このことを決断し、県と三十五全市町村が、昨年十一月にアプリの共同運用に係る協定書を締結して運用に至っています。昨年十一月から正式運用を開始したみやぎ防災アプリですが、昨年度からこれまでにみやぎポイント付与キャンペーに九億円を超える予備費もつぎ込み、今年度分を加えると、総額三十億円に迫る県費を投入して登録を促してきたこともありまして、十一月二十六日現在での登録者数は七十万人を超えております。当初計画では五年間で百万人、各年度二十万人の登録を目指すとしていたものを前倒しで進めているわけですが、現状の到達についてどのように評価されているのか伺います。登録者数だけを見れば順調に進んでいると当局は評価なされるのかもしれません、実際に災害時の被災者支援に資するものとして活用できるものなのかといった検証が必要です。

本年七月三十日にカムチャツカ半島付近で発生した実施に伴い、津波警報が発令、沿岸十五市町には避難指示も出されました。県の発表では、十三市町で最大百八十九か所の避難所が開設され、避難者数も最大時一万三千百六十六人に上ったと報告されています。十三市町におけるみやぎ防災アプリの活用状況について、県としても把握され、評価すべき点、改善が必要とされた点など取りまとめられていると思いますので、お答えください。

本件についても、当県会議員団として、この間沿岸四市町の担当者からお話を聞いてまいりました。四市町とも七月のカムチャツカ半島周辺地震の際には、みやぎ防災アプリは活用されなかつたとのことでございました。活用しなかつた、されなかつた理由として挙げられていたのが、「各避難所に受付用端末、通信環境を整備するに至つてない」「各避難所でのハードの整備費用は各市町の負担となつております、全避難所に整備する予算を取れない」「そもそも災害の規模や避難者数、避難期間がどれぐらいになるのかなどによって、受付名簿が必要になるのか否かの判断もある」「避難者全員がアプリを入れているわけではないので、結局、紙とアプリの併用とせざるを得ない。今回は紙ベースでの受付を選択した」などでございました。自然災害避難支援アプリ共同運用に係る協定書の第一条では、「甲及び乙」——県と自治体でございますが、「大規模災

害発生時における広域的な避難者支援の実施及び避難者支援業務の省力化を図るため、共同でアプリの運用を実施するもの」とされております。第一義的に、大規模災害時における広域的な避難者支援の実施が強調されておりますが、各避難所での支援業務の充実が前提になります。例えば、石巻市で全九十五か所の指定避難所に通信環境を整備し、端末を整備するだけでも相当の費用がかかります。端末は定期的な更新も求められます。市の財政負担を考えると、一足飛びに整備が進むとは考えにくいのでございますが、県の認識を伺います。お答えください。

災害対策基本法において、避難所の設置運営については、基礎自治体、市町村の責務とされております。県は、これらの業務に直接携わるものではないけれども、各避難所の運営等を支援する目的で防災アプリの一括導入をしたとは思うのですが、やはり事前に各市町村とその趣旨についてしっかりと相談されていたのかが問われています。みやぎポイントに多額の予算をつぎ込み、アプリの普及を進めてはみたものの、各自治体の避難所でアプリを使って受付しようと思つても、その環境が整備されていないという事態が生じます。アプリに対する信頼感、行政に対する信頼感も揺らぐ事態に至るのではないか、お答えください。

大綱二点目、女川原発の安全管理について伺います。

女川原発二号機の営業運転開始から間もなく一年が経過しようとしております。国が第七次エネルギー基本計画で、原子力の最大限活用を明記し、原発回帰の流れがつくられる中で、女川原発二号機に関わっても、五月には乾式貯蔵施設の設置許可が出され、七月には三十年を超える運転に必要な長期施設管理計画が認可されました。既に運転開始から三十年が経過した老朽原発、しかも、東日本大震災時には、大きな地震動に激しく揺さぶられた被災原発でもある女川原発二号機の運転継続は、地元住民をはじめ多くの県民、国民の不安を呼ぶものとなつております。再稼働直前の昨年九月の非常用設備の誤作動や制御棒を動かす水圧系統の弁からの水漏れについては、人為的ミスが原因とされておりました。十一月の営業運転開始後にも不具合が相次いでいます。本年五月と六月、水素濃度検出器の不具合と交換に至る経過については、この間、所管の総務企画委員会においても、担当部課長とやり取りしてまいりました。改めて、新規制基準に基づいて導入された機器が、稼働して一年もたたないうちに、四台のうち一台に不具合が

生じたことの重大性を指摘せざるを得ません。また、二台の不具合が確認された直後の対応として、格納容器内の検出器、圧力抑制室内の検出器、それぞれ二台あるうちの一台ずつの不具合であり、当面は残りの各一台での運転を可としたことの妥当性も問われたところでござります。東北電力はその後に、交換用の検出器の調達にめどが立つたとして、八月に原子炉を計画的に停止し、四台全てを交換するに至っています。この水素濃度検出器の不具合と一台での運転継続、そして四台全ての交換に至る経過については、その後に開かれた女川原子力発電所環境保全監視協議会や環境調査測定技術会の場においても、複数の委員から疑義が呈されていました。そもそも不具合、異常値を示した原因はいまだ不明のままであります。原因も明らかにならないままに同じ仕様の検出器と交換しても、同じ不具合が再現されるのではないか。当該事象と東北電力の対応について、現時点で県はどのように評価されているのか伺います。お答えください。

本年十月二十一日には、制御棒の不具合も確認されました。東北電力からは「原子炉施設保安規程における運転上の制限を逸脱するものではなく、法令に基づく国への報告が必要となる事象には該当しない」と説明され、原因については「制御棒駆動機構への一時的なエア混入等と考えており」と言及されておりますが、これも詳細は不明のままであります。県議会の所管委員会において、県当局に説明を求めた際には、答弁の多くが「東北電力として大丈夫だと判断したとの報告を受けている」あるいは「東北電力から電話を聞きながら」と、東北電力がこう言っているからと、東北電力ベースでの答弁になつております。環境調査測定技術会や環境保全監視協議会の場では、複数の委員から東北電力並びに原子力規制委員会にも厳しい指摘がなされるとともに、県としての判断、意見を求められてもおります。既存の環境調査測定技術会や環境保全監視協議会などは、温排水や放射能の検出データなどのチェックが主たる任務で、原発の安全確保が主たる任務にはなっておりません。原発の老朽化で事故リスクが増すことを考えると、既存の会議体の発展、より専門性の高い機関の設置が求められます。本県も新潟県が設置している原子力発電所の安全管理に関する技術委員会のような常設の審議会を設置し、研究者、専門家の助言を得るべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

先月十一月二十日、原子力規制委員会は、東京電力柏崎刈羽原発のテロ対策について不備があつたこと、東北電力東通原発でも侵入対策設備の試験や点検で記録の不正が

見つかったと発表いたしました。東北電力では少なくとも一〇一八年から社員五人が不正に関わっていたと認定されております。東京電力にしても、東北電力にしても、核物質防護、安全管理に関して信頼するに足りる事業者なのかとすることが問われる事態が繰り返されています。東北電力の場合、一〇一三年度以降の約十二年間、必要な記載事項の省略や流用が常態化していたとも報じられております。女川原発で同様の事案はなかつたのかどうか、県として確認されたのかどうか伺います。お答えください。

十月十七日には、来年一〇二六年十二月二十二日までには完了していなければならぬ特定重大事故等対処施設の設置工事の完了時期を、一〇二八年八月に見直すことを東北電力が発表いたしました。同施設はテロ対策施設、特重施設とも称され、原発再稼働に関わる新規制基準の一つとして設置が義務づけられた施設です。そもそも、原発を稼働・再稼働させるに当たって、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突などのテロリズムに対応するための施設であり、また、シビアアクシデントに対処する機能への信頼性を向上させるためのバックアップ設備として位置づけられております。本来、原発を稼働・再稼働させるに当たっては、安全対策上、原発施設とは一体化したものでなければならぬものであるにもかかわらず、原子力規制委員会自らが設計及び工事計画の認可から五年以内の設置で可と、五年の猶予を与えていること自体が問題です。そして、その五年の期限すら守れないということは大問題です。当初予定の来年十二月二十二日までに完了していない場合には、運転停止することは当然ですが、完了できないと判明した時点で運転停止とすべきと考えます。県として、東北電力に即時の運転停止を求めるべきです。知事、いかがですか。お答えください。

大綱四点目、原子力防災訓練について伺います。

先月十一日と十五日に実施された令和七年度原子力防災訓練を同僚議員とともに参観いたしました。訓練の二日前に、三陸沖を震源とするマグニチュード六・九の地震が発生していたこともあり、訓練で想定されていた複合災害の発生がより現実的なものと感じたせいかもしれません、これまで以上に緊張感あふれる訓練だつたと感じました。主催者として準備、運営に当たられた県並びに七市町のほか、各自治体、消防、警察、自衛隊、海上保安庁をはじめとする各行政機関関係者の皆様には、心からの敬意を表します。訓練実施要領の「七、訓練想定」に關わる記述について伺います。自然災害、地

震の発生から大津波警報の発表、女川二号機の緊急停止、外部電源の喪失、原子炉冷却機能の喪失、全面緊急事態に至る。その後に炉心が損傷し、放射性物質が放出され、各地点において一時移転が必要な空間放射線率の上昇が認められた状況になつたと、このように想定されておりました。この状況は、まさに十四年九か月前に東京電力福島第一原発が直面した状況ですが、この記述の後に「注」として「女川原子力発電所では何重もの安全対策が講じられているが、訓練では、避難を必要とする事項を設定するために、通常では考えにくい原因により次々と装置が故障するといった内容を想定している」と続けられています。これは相も変わらず安全神話にすがりつこうとしているようにしか思えません。知事の認識を伺います。お答えください。

また、今回の訓練の中で、東北電力の担当者は、あらゆる対策が機能しなくなる事態まで三十時間以上の時間的余裕があると説明されておりました。三十時間以上の時間的余裕ということについては、今回の想定訓練の設定に沿つて算出したともお聞きしました。この設定について、より厳しい状況設定の検討は必要ないのでしょうか、伺います。

現地災害対策本部訓練、オフサイトセンター運営訓練について伺います。訓練当日、女川オフサイトセンターには約百人が参集し、全体会議エリア、機能班エリアでは、本当に緊迫した訓練が行われ、十四年九か月前にテレビのニュース画面で見た福島第一原発事故の際の現地対策本部の様子が思い起こされました。今回の訓練では、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会のメンバーや機能班のメンバーがそろつた条件下で図上訓練が行われましたが、複合災害時には、オフサイトセンターまでの道路の寸断などの状況も想定されるですから、各地からメンバーが参集する段階からの訓練も必要と思われます。訓練想定をより実践的なものにしていただきたい。いかがでしょうか。お答えください。

訓練想定と実施に関連してもう一点伺います。十一月十五日の住民避難訓練では、空路での避難訓練を行われました。当日は天候にも恵まれ無事に訓練が実施できました。が、過去には荒天で空路、海路での避難訓練を見送つたこともあつたかと思います。荒天時の訓練の在り方について伺います。訓練参加者の安全確保が第一なのはもちろんですが、ヘリを飛ばせない、あるいは船を出せない荒天だからといって訓練を中止するの

ではなく、ヘリを飛ばせないときの避難の訓練、船を出せないときの避難訓練として、次善の避難方法も想定して実施することも検討すべきではないでしょうか、伺います。お答えください。

十一月十五日の住民避難訓練では、原子力防災アプリの運用訓練も行われました。みやぎ防災アプリに先行して導入・運用が行われた原子力防災アプリについては、当初、アプリをダウンロードしたものの、実際にアプリの利用規約に同意し、避難所の情報等を受け取れる状態にしていた方が極端に少ないという問題点も指摘されておりました。原子力防災アプリの普及状況について、対象となる地域の住民の人数と利用登録者数、そして当初に指摘されていた問題点がどのように改善されてきているのかを伺います。お答えください。

大綱五点目、中小企業支援対策について伺います。

今、米、食料品をはじめとする物価高騰が続くもとで、政府は物価上昇を上回る賃上げの実現を声高に叫んできましたが、実質賃金は低下するばかりです。大企業では5%を超える賃上げや学卒初任給の大幅賃上げも見られましたが、中小企業の賃上げはなかなか進みません。日本全体の実質賃金を引き上げるためには、雇用の七割を占める中小企業、小規模事業者における賃上げ、最低賃金の引上げが不可欠です。最低賃金の引上げをめぐっては、今年改定額の発効日遅延という新たな問題も発生しています。改定額を公示した三十日後に発効の原則に反し、地方最低賃金審査会で遅延を求める動きが相次いでいます。最長来年三月三十一日まで発効を遅らせる県もあり、これでは上積みの効果も半減です。消費者側委員からは、準備期間が必要と強調されていますが、国による現状の業務改善等助成金や賃上げ減税といった設備投資への助成や減税は、中小企業、小規模事業者への効果的な賃上げ支援になつていいことの表れでもあります。求められているのは、中小企業の賃上げへの直接支援策です。国が直接支援策の実施に踏み出さない中で、岩手県は今年で三年連続、この間、徳島県、奈良県、群馬県、茨城県も、県独自に直接支援策を講じ、今年度の最低賃金引上げの対応として京都府が、そして、秋田県や福島県、山形県でも続々と直接支援策を打ち出すに至っています。当県議団として、この間、宮城県も県独自に直接支援策を講じることを重ねて求めてまいりました。本年二月定例会時の天下議員の代表質問に対しては、経済商工観光部長から、

賃上げを促す施策の一つと認識しており、他の様々な事例も参考にして研究する旨の答弁がありました。その後の検討状況について伺います。首都圏との賃金格差が是正されないままだと、若い世代の流出は止まりません。事態は待ったなしでござります。知事の英断を求めます。お答えください。

以上をもちまして、壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 金田もどる議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、災害時の個別避難計画についての御質問にお答えいたします。

初めに、県内市町村の策定状況と具体的な支援についてのお尋ねにお答えいたします。

個別避難計画は、障害者や高齢者など避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保する上で大変重要なものであるため、県では、災害対策基本法の改正等を踏まえたガイドラインの改訂を行うなど、市町村における取組を支援してまいりました。計画の作成状況については、県内全ての市町村で着手済みであり、それぞれの実情に応じて優先度の高い方から作成が進められておりますが、マンパワーの確保や避難支援者との関係づくりに加えて、計画の実効性を高めるための支援体制の構築など、具体的かつ実務的な課題が生じているため、地域によって進捗に差が生じているものと認識しております。このため、県ではこれまで、研修会等を通じて他自治体における好事例の情報提供を行うとともに、作成が進んでいない市町村に対しては、個別ヒアリング等を実施し、それぞれの地域が抱える課題や進捗状況を丁寧に伺いながら、実情に応じた助言を行うなどの働きかけを重点的に行ってきましたところであります。県といたしましては、引き続き、避難行動要支援者が安心して避難できる体制の確保に向けて、市町村に寄り添った支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉専門職の参画に対する財政支援策についての御質問にお答えいたします。

福祉専門職の方々は、日頃からケアプラン作成等を通じて、要支援者の状況や生活環境をよく把握していることから、災害時のケア継続の観点からも、個別避難計画の作

成等に参画いただることは大変重要であると認識しております。一方で、福祉の現場におきましては、慢性的な人手不足に加えて、日々の業務で多忙な状況にあることについても十分な配慮が必要であると考えております。福祉専門職に対する報酬など、個別避難計画の作成経費については国の財政措置が講じられていることから、県といたしましては、福祉専門職と連携した取組を市町村が進めるとともに、作成に協力を頂いた方々に対して適正な報酬が支払われるよう、更なる周知等による働きかけを行つてまいります。また、計画作成に係る負担軽減が図られるよう、国のモデル事業やサポーター派遣制度の活用を市町村に促すとともに、全国の優良事例の共有等にも引き続き努めてまいります。

次に、大綱二点目、みやぎ防災アプリについての御質問のうち、現状の登録者数への評価についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、いつ発生するか分からない大規模な自然災害への対応力を早期に高めていく必要があることから、できる限り前倒しで普及を進めております。現在の登録者数は約七十二万人、県民全体の三三一%を占め、着実に増加しております。多くの県民の皆様からアプリの有用性を御理解いただいているものと認識しております。ポケットサイン自体は七十五万人を超えているのですけれども、みやぎ防災に入つて三千円をもらつた人が七十二万人ということになります。県としては、県民の生命と財産を守るため、引き続きアプリの更なる普及に取り組んでまいります。

次に、大綱四点目、原子力防災訓練についての御質問のうち、訓練想定が安全神話にすがりついているのではないかとのお尋ねにお答えいたします。

東北電力では、女川原子力発電所について、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、新規制基準に対応する様々な安全対策を実施しております。加えて、県では、事故は起こりうるものとの認識の下これまで訓練を行つてまいりました。今後とも安全神話に陥ることなく、原子力防災訓練をしっかりと実施してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 復興・危機管理部長高橋義広君登壇

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱一点目、災害時の個別避難計画についての御質問のうち、みやぎ防災アプリの個別避難計画策定での活用についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ防災アプリは、大規模な自然災害の発生時等において、県民の迅速な避難行動につなげるとともに、市町村等が行う避難所運営の効率化や円滑化を図ることを目的として導入したもので。導入に当たって、個別避難計画策定時の使用は想定しておりませんが、利用者がアプリに登録する基本情報のほか、避難所の位置とその経路を表示する機能などは、市町村が個別避難計画を策定する際の参考として活用することも可能であると考えております。

次に、大綱二点目、みやぎ防災アプリについての御質問のうち、アプリの評価点や改善点についてのお尋ねにお答えいたします。

避難所を開設した沿岸十三市町に対し、アプリの使用有無などについて聞き取りを行った結果、七ヶ浜町、南三陸町で使用されましたが、その他の市町では使用されませんでした。使用しなかった理由については、避難所の状況から特に必要としなかつたということのほか、多くは、避難所運営職員への普及、教育や端末等の通信機器の整備などが不十分であったと伺っております。県としましては、こうした課題を踏まえ、避難所運営職員向け操作説明会への職員派遣などを実施しており、引き続き、市町村の実情に寄り添いながら、速やかな運用体制の整備に向け支援してまいります。

次に、避難所における通信環境等整備についての御質問にお答えいたします。

一部の市町村において、アプリの課題として、避難所での端末などの通信環境が挙げられていることは承知しております。一方、本アプリは、避難所に端末がなくとも二次元コードにより受付は可能であり、避難所に必ず端末を配備しなければならないという制約はございません。また、市町村内的一部の避難所で端末が配備されない場合でも、端末のある避難所だけで運用することも可能です。県としましては、市町村に対し、こうした点も周知しながら、各市町村の実情に応じた活用ができるよう丁寧に支援してまいります。

次に、避難所での環境が整備されていなければアプリや行政の信頼感も揺らぐ事態になるとの御質問にお答えいたします。

アプリの導入に当たっては、能登半島地震において、避難先が他自治体を含む広範囲にわたり広域避難の対応に苦慮したことに加え、激甚化・頻発化する災害への体制を迅速に整備するため、市町村に導入趣旨を丁寧に説明し同意を得た上で、県が一括導入したところです。現在、アプリの普及拡大とともに、市町村からの体制整備に対する支援のニーズも高まっています。このため県では、避難所運営職員向けの研修等を行うとともに、アプリを活用した避難訓練や出前講座により、住民に対する普及・啓発にも取り組んでいるところです。県としましては、引き続きアプリの普及と円滑な運用に向けて取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、女川原発の安全管理についての御質問のうち、一号機における水素濃度検出器の不具合についてのお尋ねにお答えいたします。

当該検出器は、重大事故等発生時において、原子炉格納容器内の水素濃度を監視するためには設置しているもので、安全上重要な機器であり、保安規定上、原子炉格納容器内及び圧力抑制室内のそれぞれ一台が健全であることが求められていることから、県では、二台目の不具合発生時に、慎重に対処するよう要請したところです。そのような中、東北電力においては、設備の信頼性を確保する観点から中間停止を行い、まずは全ての検出器を新品と交換したものと承知しております。東北電力には十分な原因調査の上、再発防止策を図るなど適切に対処いただきたいと考えております。

次に、新潟県のように常設の審議会を設置すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

県では、女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定に基づき、環境放射能等の状況や、地域住民の安全確保に必要な事項を協議する環境保全監視協議会や環境調査測定技術会を設置し、その中で、学識経験者等から、発電所の安全管理に向けた御意見や御助言等も広く頂いているところです。県としましては、今後ともそれらの御意見等も参考しながら、女川原子力発電所の安全性を確認してまいります。

次に、女川原子力発電所における記録不正等の事案の有無についての御質問にお答えいたします。

今回、原子力規制庁の検査で発覚したこれらの事案については、女川原子力発電所では、同様の事案がなかつたことを原子力規制庁に確認しております。

次に、重大事故等対処施設の設置工事が、期日までに完了できないと判断した時点で、即時の運転停止を求めるべきとの御質問にお答えいたします。

特定重大事故等対処施設は、新規制基準に係る原子力発電所本体の設計及び工事計画の認可から五年間は、設置が猶予されることになつております。このため、この間は法令上、当該施設がなくとも原子力発電所の運転が認められているものであり、運転停止を求める必要はないと考えております。県としましては、重大事故等対処施設設置に関する事前了解の際に、原子力発電施設の安全性向上や設置工事を安全に実施すること等を求めており、事業者には引き続きしっかりと対応いただきたいと考えております。

次に、大綱四点目、原子力防災訓練についての御質問のうち、より厳しい訓練状況設定の検討が必要ではないかとのお尋ねにお答えいたします。

原子力防災訓練については、新規制基準に対応する原子力発電所の様々な安全対策が機能しなくなるという厳しい状況設定の下、実施しております。その上で、事故発生から放射性物質の放出までの時間も含め、どのような状況設定とするかについては、原子力防災対策の実効性向上の観点から、主催する県及び七市町のほか、関係機関の御意見も頂きながら様々な状況を検討してまいります。

次に、オフサイトセンターに要員が参集する段階からのより実践的な訓練が必要ではないかとの御質問にお答えいたします。

今回の訓練は、関係機関との連携による住民避難等の検討、調整手順の確認などを重点事項の一つとして位置づけ、実施しました。このため、オフサイトセンターでは、国や県などの関係機関が参集した状況において、県及び七市町との情報共有や応急対策を実施する手順を確認したものです。県としましては、要員の参集段階からの訓練も含め、七市町や関係機関の御意見を頂きながら訓練内容を検討してまいります。

次に、荒天時における次善の避難方法を想定した訓練実施を検討すべきとの御質問にお答えいたします。

避難計画では、悪天候により空路または海路による避難が困難な場合は、天候等が回復するまで屋内退避を実施することとされております。このため、住民避難訓練において、荒天により予定していた空路または海路による避難訓練が実施できない場合を想定し、参加住民の安全を最優先に考えながら、陸路避難や屋内退避などの代替訓練につ

いて、市町村や関係機関の意見も伺いながら検討してまいります。

次に、原子力防災アプリの普及状況及び問題点の改善状況についての御質問にお答えいたします。

原子力防災アプリは、デジタル身分証アプリ、ポケットサインのミニアプリとして、女川原子力発電所周辺七市町のうち、発電所からおおむね三十キロメートル圏内にお住まいの方が利用可能となっています。ポケットサインの七市町における普及率は、総人口の五割を超えておりますが、原子力防災アプリを利用可能な約十八万人の方のうち、利用登録をされた方は約三万人、約一六%となっています。原子力防災アプリの利用規約に同意していない住民が多いという問題点の改善状況としては、原子力防災アプリの利用登録がなくとも、ポケットサインを利用されている方に対し、プッシュ通知により情報を送信することが可能な緊急メッセージ機能が追加されています。この機能を活用し、先月の原子力防災訓練では、対象地区にお住まいの約九万八千の方にプッシュ通知をお送りしました。県としましては、今後も原子力防災アプリの訓練での活用に加え、アプリの普及についても取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱五点目、中小企業対策支援対策についての御質問にお答えいたします。

地域経済の発展には継続的な賃上げが不可欠であり、中小企業に対する支援は一過性ではなく、持続的な効果が見込まれることが重要であると考えております。御指摘のありました直接的な賃上げ支援については、実施または実施を予定している十二都道府県に聞き取りの調査を行ったところ、うち九団体では効果検証が行われております。また残る三団体におきましても、支援対象企業における翌年度以降の賃上げや経営の状況などをフォローアップしておらず、持続的な効果の有無について確認できませんでした。こうした調査結果も踏まえ、県では、賃上げを行うことに加えて、経営基盤の強化にも取り組む企業を重点的に支援することが有効な対策であると考えております。このため、本議会で追加提案予定の補正予算案においては、中小企業の販路開拓や生産

性向上に対する補助制度である中小企業等再起支援事業について、補助上限額を三十万円から百万円とし、賃上げを実施する企業に対しては補助率及び補助上限額の更なる引き上げを行うことで、中小企業の持続的な賃上げを支援していくこととしております。以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） それぞれ御答弁ありがとうございました。再質問に入らせさせていただきます。最後にお答えいただいた中小企業支援対策について、まず再質問させていただきますが、中谷経済商工観光部長からも答弁いただきましたが、今般の十二月補正の中の中小企業等再起支援事業、十三億円、確かに中小、小規模事業者の人材確保に対応するためとして、補助対象となる取組を拡大する、賃上げを実施した場合には補助率及び補助上限額を引き上げると、このようにされておりますけれども、従前の販路開拓、生産性向上等の取組と併せても想定申請件数は千二百件と、このようになつてゐるようでございます。二〇二四年に全国に先駆けて物価高騰対策賃上げ支援金を実施したお隣岩手県では、一時間当たり五十円以上の賃上げを行つた事業者に、従業員一人当たり五万円を支給と、直接支援する画期的な制度でした。初年度で法人一千五百三十件、個人三百五十九件、計二千八百八十九件の申請があつたとされています。岩手県は二〇二五年に制度を拡大し、二〇二六年も実施予定です。宮城県も、まずは始めるということを御検討いただけないでしょうか。改めてお伺いいたします。

○議長（佐々木幸士君） 経済商工観光部長中谷明博君。

○経済商工観光部長（中谷明博君） 今回、国からの交付金が交付されておりますけれども、その交付金も当然原資は税金でございますとして、また金額も限られているという中で、いかにこの原資を効率的に使うかという観点から、先ほど申し上げましたように、効果が一過性ではなくて、持続的な効果が見込まれる対策を講じることが重要であると、いうふうに考えておりまして、企業の生産性の向上とか、販路開拓、こういったことを通じて、継続的に企業が経営を維持していく環境をつくることが重要であると考えておりますし、今回の補正予算に計上させていただいた次第でございます。

○議長（佐々木幸士君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 直接支援策に、今回東北六県のうち、新たに秋田県、山形

県、福島県が取り組むということになりました。それぞれの御判断はあるかと思いますけれども、引き続き宮城県でも御検討をお願いしたいというふうに思います。

続けて、大綱一点目の災害時の個別避難計画に関連して伺います。要支援者名簿の共有、そして優先度の高い方、まず最初に、計画をつくるて実効性のあるものとしていく。とりわけ今議会一般質問最初に小畠議員からも質問がありましたけれども、医療的ケア児や人工呼吸器等を利用されている方々に対するこの手当というのは、今回の対応を見ましても、どうしても重要な部分になつてくると思います。より一段レベルを上げて県としての対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） いろいろ知事からお答えいたしましたとおり、研修会とか横の連携、情報共有を図ることをもちまして市町村のほうに取組を促して、今言われたことを中心に県でやつてまいりましたけれども、結果、全市町村で少なくとも一部作成といった形になつて、全市町村で最低でもひな形ができたといったことになつてございます。これをもちまして、今後更に加速が進んでいくことを期待していることになりますけれども、やはり計画をつくること自体が目的ではなくて、しっかりとした実効性を持った形にしていかなければならないということ、中でも、そういうことを考えれば、御指摘のように、医療的ケア児等々非常に優先度の高い方々の作成を急ぐといった形に持つていきたいというふうに思つてございますので、そういうふうに思つた市町村との危機感を共有しながら、県としてもしっかりと努めてまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） みやぎ防災アプリについて伺います。全県での導入、そこには至るまでの経過、関係市町村との議論はやはり不十分だったのではないかというふうに思います。知事の思いが先に立つたのではないかと、DX先進県とする上で県民にもその恩恵を感じてもらいたいと、鍵はデジタル身分証アプリだと、このように強調されておりましたけれども、その中でも、防災アプリの有用性を強烈にアピールして、みやぎポイント抽せん付与から全員付与に切り替えてまで普及を図つたわけでございます。みやぎポイントの効果もあってアプリの登録は飛躍的に進んだのですけれども、防災アプリの各市町村避難所での利用環境をやはり置き去りにされたままだというふうに言わ

ざるを得ません。知事、この現状どう見てますでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 市町村長とはいろいろお話を伺いながら進めてきたつもりであります。また、毎年五月にやっておりますけれども、市町村長会議で、数年にわたつてこのテーマで私自ら三十分程度ですけれども、お話をさせていただきまして、理解が深まるようになってまいりました。そのおかげもありまして、かなり市町村の皆さんも、このアプリを使いながら、いろんな事業を進めていたぐことになつてまいりました。

これはやはり何といつても究極の目的は、大災害——東日本大震災級が三十年以内に九〇%以上来ると言われております宮城沖地震、この災害に備えての準備ということでございますので、更に理解を得ながら進めてまいりたいというふうに思つていろいろであります。

○議長（佐々木幸士君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 各市町村での準備の状況についてのことですぞいりますけれども、十一月二十一日、仙台市の総務財政委員会での議論の一端を御紹介させていただきます。「本市では地域団体も加えた避難所運営委員会において、指定避難所の受付や運営を行うことなどから、県アプリの避難所受付機能を利用するには及ばない」と、「避難所の運営等については各市町村で異なることから、市民に誤解や混乱を生じさせないよう県に対し丁寧な周知や実態に即した機能の構築について、これまでも強く申入れを行つてきた」と、「引き続き必要な周知が図られるよう県へ働きかけてまいりたい」。知事、仙台市からこのような申出が来ていることについては御存じでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） そのようなお話があつたことは復興・危機管理部のほうから報告を受けております。仙台市としての考え方として、これ当然のお考えだというふうに思つておりまして、更に周知を図れるように県としても努力をしてほしいということをございますので、なお一層頑張つてまいりたいというふうに思つております。

○議長（佐々木幸士君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 防災アプリを入れて、これで大丈夫だ——大丈夫だという言い方も変ですけれども、活用できると思つた方が実際に避難所に行つたら、そこで受

付できないのという、こういうことが起きるということ、そのことを指摘させていただきます。

それから、十二月三日の知事定例記者会見で、仙台市が物価高騰対策の一つとして、みやぎポイントで三千円相当のポイント付与を決定した、これに関連して知事定例記者会見で述べていたのですけれども、その中で、更に帰宅困難者の問題、これにもこの防災アプリが有効に活用できるのだと、そのことを強調されておりました。この帰宅困難者の方々への対応、これもう現場を含めた検討を既に開始されているのでしょうか。いかがですか。

○議長（佐々木幸士君）　復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君）　こちらのアプリ、基本四情報について、例えば県内の方であれば、ほかの市町村の方で仙台に出勤している方も、これを使うことによつてその情報というものは出来上がります。実際仙台市さんのほうで、そういうしたものを使活用するかどうかという協議についてはまだ行つておりませんけれども、そういうふた基本的な素地はあるということで、知事のほうでお話しさせていただいたというものでございます。

○議長（佐々木幸士君）　十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君）　表現なかなか難しいのですけれども、過度な期待を抱かせるような、そういう記者会見というのはやはりちょっと控えていただきたいというふうに思うわけでございます。知事の政治手法の問題として、自身で到達点、ゴールを設定すると、その妥当性、実現性について十分な検討を行うこともなく、当事者、関係者との事前相談、意見交換、これも結構軽くあしらつて、多少の摩擦があつても突き進むと、これはこの間の知事の政治手法で、四病院問題もそうですし、もう既に知事自身はもう触れたくないとされているようですけれども、土葬問題についても議論の進め方がやはり丁寧ではなかつたということは指摘させていただきたいと思います。土葬問題について言えども、少なくとも三十五市町村に事前に提案の前に打診していれば、後で撤回なんてことにならなかつたのではないかと思うわけです。ここら辺、知事六期目の県政運営のところで改めていただきたい点ですが、いかがでしようか。

○議長（佐々木幸士君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 御指摘しつかり受け止めて対応してまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 改めて各種方針の検討に際して、当事者、関係者の説明、相談、意見交換をしつかりと行つていただきたい、このことを求めます。

それから、防災アプリ、デジタル身分証が、取得が任意とされているマイナンバーカードを保持している人にしか使えない状況の改善を求めてまいりました。県の対応は後ろ向きのままなのですけれども、知事に伺います。このまま各県内市町村のところでも更に活用というふうに広がっていくと、マイナンバーカードの取得を個々人の任意としている、この矛盾が拡大していくのではないかと思うのですが、この点いかがでしようか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 保険証と一つになつておりますし、運転免許証等も一つにすることも可能になつてきましたということでありまして、我々行政としては、やはりマイナンバーカードを普及させていくということに力を注ぐことに力点を置くべきではないかと いうふうに私は思つております。そういう意味では、持たないのも一つの権利でありますから、無理やり持たせることはできないのですけれども、できるだけ所持していくだけるように誘導していくということは必要なことだというふうに思つております。なお、どうしても持たない、持てないという方もおられると思いますので、そういった方たちのケアもしつかりと考えながら、国に対しても必要なことは求めていきたいというふうに思つております。

○議長（佐々木幸士君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） シンプルに、国としてマイナンバーカードの取得を個々人の任意としているのは、どのような理由からというふうに知事は理解されていますでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） マイナンバーカードというのは非常に合理的なものだというふうに思いますけれども、それに対して懸念を持つておられる方がおられると。そういう人たちに強要はできないというお考えなのではないかと思つてているところであります。

○議長（佐々木幸士君）　十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君）　もう少し深めたいと思いますが、ちょっと時間がありませんので——ただ、今まま各市町村事業にまでマイナンバーカードを持たない人は使えないシステムが拡大されていくと、このことは矛盾の拡大だというふうに思いますので、事態の改善について、やはり対応を求めるべきだと思います。

女川原発の件で一点、三十時間以内の放射性物質の漏出の可能性はないということを設定されているのかどうか、この点いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君）　復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君）　今回の訓練では先ほど申し上げたとおり、いろんな条件設定の中で三十時間はないという前提で訓練を行つたというものでございます。絶対ないかと言われれば、それはもう可能性の話ですので、ゼロだということは言い切れないと私は思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、福島原発事故を踏まえまして、様々な安全基準が設定されております。そういう中で、訓練の条件設定をどうするかというのは、そういう背景も考えながらやっていくこともありますので、先ほど申し上げましたとおり、そういう設定時間についても、どのような状況がより訓練の実効性を高める上で有効なのかというのを踏まえながら、検討していきたいというふうに考えております。